**下水処理場放流水等検査業務委託**

**仕様書**

１　事業名　　　下水処理場放流水等検査業務委託

２　事業番号　　施下委　第 ３－４号

３　履行場所　　①池田下水処理場（多治見市前畑町5丁目地内）

　　　　　　　　②市之倉下水処理場（多治見市市之倉町13丁目地内）

　　　　　　　　③笠原下水処理場（多治見市笠原町4614地内）

　　　　　　　　④土岐川左岸ポンプ場（多治見市平和町8丁目地内）

４　履行期間　　契約日から令和８年３月20日

５　業務内容

　　　　　①池田下水処理場合流系・分流系放流水検査業務

　　　　　②池田下水処理場内井戸水検査業務

③市之倉下水処理場放流水検査業務

　　　　　④笠原下水処理場放流水検査業務

⑤土岐川左岸ポンプ場内井戸水検査業務

６　費用の請求

当委託に係る費用の請求は、全業務を完了後に行うものとする。

７　業務内容

　　各業務内容は、それぞれの業務に係る明細書の通りとする。

８　採水

（１）採水の日程は、監督員と協議して決定する。

（２）採水を行う場合には、職員の立会いにより職員が指示した地点において、受注者が行うものとする。

（３）発注者は、予定日に採水できない場合はあらかじめ受注者に連絡することとする。

ただし、採水当日の天候等により、発注者が採水の可否を判断し、予定日当日に採水の延期を決定する場合があることに留意すること。

９　報告書等の様式

検査結果報告は、計量証明書あるいは報告書により行うこととする。

10　提出書類

　　（１）業務着手届

　　（２）主任技術者通知書

　　　　　　環境計量士であり、その者の経歴書を添付すること。

（３）業務写真

　　　　　　業務写真については、サンプリングに係る業務写真を添付すること。

　（４）計量証明書及び報告書

　　　　　すべて、正と副の２部とする。

　　（５）業務完成通知書

　　（６）記録紙の写し

記録紙を添付できないと認められる項目については、提出しないことができる。

11　分析結果の報告期限

　報告期限は次の通りとする。

（１）ダイオキシン類：サンプリングを行った日から起算して120日以内

（２）上記以外の項目：サンプリングを行った日から起算して35日以内

12　ダイオキシン類検査方法

当業務委託に係るダイオキシン類検査については、工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法（JISK0312）に従い実施するものとする。

13　必要な用具の準備

　　　　当業務委託の履行に係るすべての用具は、受注者が負担するものとする。

14　環境配慮事項

　　　　受注者は、作業全般に渡り次の事項など、環境配慮に努めるものとする。

　（１）事務連絡等については、電子メール、電話などを使用し廃棄物の削減に努める。

（２）調査に必要な消耗品等の購入については、パッケージなどの少ないもの、リサイクルの容易なものを優先するとともに、再生品やエコマーク商品等の環境に配慮した商品を積極的に使用する。

　（３）その他廃棄物の減量全般について留意する。

（４）移動、輸送に当たっては、アイドリングストップ等の温室効果ガスの低減に努める。

（５）廃棄物の処分にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い適正に処理する。

（６）業務の推進にあたっては、環境関係法令を遵守する。

15　妨害又は不当要求に対する通報義務

（１）受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。

（２）受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。

**①池田下水処理場合流系・分流系放流水検査業務実施要領**

１　参照する明細書の番号

明細書第１号

２　サンプリングの実施時期

　　（１）ダイオキシン類検査を除く放流水検査は、第１回目を令和７年６月から９月末、第２回目を令和７年12月から８年３月上旬に行う。

　　（２）ダイオキシン類検査は、令和７年６月から９月末に行う。

３　検体数

（１）４検体（２ヶ所／２回／年）

　　（２）２検体（２ヶ所／１回／年）

**②池田下水処理場内井戸水検査業務実施要領**

１　参照する明細書の番号

明細書第２号

２　サンプリングの実施時期

　　（１）発注者が指示する日時

３　検体数

（１）12検体（３ヶ所／４回／年）

**③市之倉下水処理場放流水検査業務実施要領**

１　参照する明細書の番号

明細書第３号

２　サンプリングの実施時期

　　（１）ダイオキシン類検査を除く放流水検査は、第１回目を令和７年６月から９月末、第２回目を令和７年12月から８年３月上旬に行う。

　　（２）ダイオキシン類検査は、令和７年６月から９月末に行う。

３　検体数

（１）２検体（１ヶ所／２回／年）

　　（２）１検体（１ヶ所／１回／年）

**④笠原下水処理場放流水検査業務実施要領**

１　参照する明細書の番号

明細書第４号

２　サンプリングの実施時期

　　（１）ダイオキシン類検査を除く放流水検査は、第１回目を令和７年６月から９月末、第２回目を令和７年12月から８年３月上旬に行う。

　　（２）ダイオキシン類検査は、令和７年６月から９月末に行う。

３　検体数

（１）２検体（１ヶ所／２回／年）

　　（２）１検体（１ヶ所／１回／年）

**⑤土岐川左岸ポンプ場内井戸水検査業務実施要領**

１　参照する明細書の番号

明細書第５号

２　サンプリングの実施時期

　　（１）発注者が指示する日時

３　検体数

（１）12検体（３ヶ所／４回／年）

　以下余白